

【令和7年第1回定例会 まちづくり委員会委員長報告資料】

令和7年3月19日 まちづくり委員長 矢沢 孝雄

- 「議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（まちづくり局及び建設緑政局に関する部分）」

《意見》

* 戦後の刑法改正をめぐる議論では、政治犯や国事犯の思想を強制労働で改造するようなことがあってはならないとの配慮から、懲役刑と禁錮刑の区別が残されてきた。法改正により懲罰の威嚇の下に改善更生を強いることになれば、国際的に求められる受刑者への処遇水準からかけ離れてしまうと懸念している。しかし、本条例改正は懲役刑、禁錮刑という既に廃止された文言を拘禁刑という新しい文言に変更するものであるため、本議案には賛成である。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第8号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 省エネ適合性判定の義務化に伴う本市の審査体制への影響について

国土交通省が作成したツールでの試算によると、本市への省エネ適合性判定の申請件数は年間500件から1,000件程度増える見込みであり、必要に応じて他部署の応援を想定しているが、民間審査機関での受付状況により本市への申請件数の増減が生じる可能性があることから、今後も引き続き状況を注視していく。

* 省エネ適合性判定の義務化に伴う民間審査機関への申請件数見込みについて

民間審査機関への省エネ適合性判定の申請件数は本市と同程度と見込まれている。

* 省エネ適合性判定等に関する手数料の検討経過について

建築基準法及び建築物省エネ法の改正に伴い、神奈川県を座長とした県内13行政庁で構成する手数料検討作業部会を設置し、手数料の検討を行った。

* 条例改正に伴う手数料等の収入見込みについて

省エネ適合性判定に関する手数料として令和7年度に約6,000万円の予算を計上している。

《意見》

* 省エネ対策の推進に資するよう、今後も引き続き状況を注視して施策を進めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第33号 川崎市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 既存不適格の建築物への条例適用について

既存不適格の建築物は相当数存在しており、それらについて一律で条例上の義務を課すことは建築物の所有者への負担が極めて大きいことから、困難である。

* 既存不適格の建築物への補助制度の拡充について

民間の商業施設では整備費用だけが負担となるのではなく、バリアフリー化を図るために売り場面積を縮小することが大きな負担になると想定されることから、補助制度の在り方については、有効性等を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えている。

* リノベーションする建築物への条例適用について

既存建築物においては増築等の場合に条例適用対象となるが、リノベーションや改修は適用対象外である。

《意見》

* 既存の民間施設におけるバリアフリー化促進へ向けて引き続き補助制度の検討を進めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第34号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」
- 「議案第35号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《一括審査の理由》

いずれも南渡田北地区地区計画に関する内容であるため、2件を一括して審査

《議案第34号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第35号の審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第36号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 条例における喫煙可能な場所の規定について

本条例の改正では指定された場所を除き喫煙を禁止事項として位置付けているが、条例施行後、地域住民の意見等を踏まえ喫煙可能な場所を変更する可能性があるため、喫煙を可能とする具体的な場所について条例や規則で明記する予定はない。

* 受動喫煙防止に向けた取組について

巡回指導員により公園でパトロールを実施するほか、注意喚起を促す看板を設置する。

*** 巡回指導員の巡回体制について**

令和7年度は指導員の人数を現行から2人増員し5人体制となるが、市内全ての公園を等しく巡回することは困難であるため、喫煙行為が頻繁に確認されている公園を重点的に巡回する予定である。

*** 巡回指導員の勤務体制について**

土曜日、日曜日を除く週5日間、9時15分から16時までの勤務時間と定めている。

*** 巡回指導員の増員に関する検討について**

今後の巡回の実施状況に応じて、増員を含めた体制の見直しについて検討する予定である。

*** 公園敷地周辺における路上喫煙者への対応について**

望まない受動喫煙等により公園利用者への影響が考えられる場合は、巡回指導員が喫煙を取りやめるよう注意する。

*** 休日における喫煙に係る通報があった場合の対応について**

緊急性は伴わないと認識しているため、休日に区役所の守衛などの職員が苦情を受け付けた場合は、苦情の内容を聴き取った上で次の開庁日に巡回指導員が対応することを想定している。

*** 公園の利用者同士におけるトラブルへの対応について**

現時点で喫煙を理由とした公園利用者間のトラブル等に関して、画一したマニュアルを定めていないものの、条例施行後に寄せられる利用者からの様々な要望や通報等への対応を積み重ね、改善を図っていきたい。

*** 看板の設置方針について**

令和7年7月の条例施行開始までに、巡回指導員及び各区役所道路公園センター職員により、市内全ての公園内に少なくとも1か所以上は看板を設置する予定である。

*** 看板の仕様及び設置方法について**

四隅に穴が開いているプラスチック製の看板をひもなどで公園の入り口やベンチの近くにあるフェンスにくくり付ける予定である。

*** 過料徴収に関する看板への記載について**

令和7年4月から設置する看板には過料に関する記載をしない予定であるが、令和8年4月の過料適用開始前にシール等により看板へ追記し、過料徴収について市民へ周知する予定である。

*** 看板の下部に表示する二次元コードの内容について**

公園の原則禁煙に関する施策、受動喫煙防止に関する施策のほか、公園内のルールに関する動画及び周辺の喫煙所を示した案内図の4種類の二次元コードを表示する予定である。

*** 看板に明記する本市所管部署の連絡先について**

制度を所管する建設緑政局緑政部みどりの管理課及び公園の維持管理を行う各区役所道路公園センターの連絡先を記載する予定である。

*** 禁煙周知に係る費用について**

令和6年度予算において禁煙を周知する看板約1,800枚及び公園のルールに関する動画の作成費用として、約350万円を計上している。

*** 喫煙可能スペースを設置する公園の選定について**

常駐管理者がいる市内18公園を対象として検討しており、設置の場所及び喫煙可能スペースの仕様等について、各管理者と協議し選定する予定である。

*** 喫煙可能スペースの運用方針について**

常駐管理者と協議し、仕様及び場所を選定することとなるが、運用開始後においても利用状況を踏まえ、必要に応じて随時改善を図る予定である。

*** 喫煙可能スペースにおけるパーティションの設置について**

基本的には本市で設置することを想定しているが、常駐管理者との協議により、管理者が設置することも考えられる。

*** JT（日本たばこ産業株式会社）との喫煙可能スペースにおける協力体制について**

公園の原則禁煙化に向けた取組に当たりJTと協議した結果、JTから喫煙可能スペースに設置する灰皿の提供を受けることとなった。引き続き協議を継続し喫煙可能スペースの環境向上に努めていきたい。

*** 喫煙に係る関係部署との連携状況について**

公園の原則禁煙化に関する取組を進めるに当たり、路上喫煙防止条例を所管する市民文化局と連携を密にしており、当該条例に関する過料徴収の手続等を参考としているほか、健康福祉局及び環境局と各部署における取組に関する情報を共有し、意見交換を行っている。

*** 条例施行後における施策効果の検証方法について**

条例施行前の周知期間から、巡回指導員によるパトロールで喫煙行為が確認された回数や、道路公園センターに寄せられる喫煙に関する陳情等を集約し、今後の推移を注視していく。また、条例施行後、喫煙者、非喫煙者双方を含む幅広い年代の公園利用者からアンケート等で意見を取りまとめ、施策効果について検証する。

*** 管理運営協議会等への周知及び当該団体より寄せられた意見について**

喫煙の取扱いに係るパブリックコメントの実施後に、寄せられた意見や取組内容について管理運営協議会等に向けた会合で説明を行ったところ、おおむね施策に関して肯定的な意見が得られたほか、禁煙を周知する看板の設置を求める意見や巡回指導の方法に関する質問があった。また、施策の実行性を懸念する意見もあった。

*** 規制するたばこの種類について**

本条例では紙巻きたばこ及びニコチンが含まれる加熱式たばこが規制の対象となっており、電子たばこは規制に含まれていない。

*** 他都市の公園における禁煙化の状況について**

横浜市では令和7年4月から都市公園条例で喫煙を禁止行為として位置付け、市内全ての公園を全面禁煙化する。また、相模原市及びさいたま市では都市公園条例で喫煙を禁止行為として位置付けていないものの、路上喫煙の防止に関する条例等に基づき、一部を除く市内の公園を原則禁煙化している。今後も引き続き

き周辺自治体と情報を共有しながら適切な施策の推進に努めていきたい。

*** 本条例における過料徴収の事例及び手続の流れについて**

現在の条例における禁止行為で過去に過料を徴収した事例はなく、過料を科す場合の手続についても要綱等で定められていないが、今後の運用に当たっては路上喫煙防止条例と同様の過料徴収の手続を想定し、規則等を整備する予定である。

《意見》

- * 望まない受動喫煙の立場から実行性のある対策を実施し、誰もが安心して公園を利用できるよう取り組んでほしい。
- * 公園の利用者間でトラブルを生まないような運用の在り方を目指して取組を進めてほしい。
- * 日頃から公園に携わっている管理運営協議会及び公園緑地愛護会の意見を踏まえ、状況に応じて喫煙可能スペース等の運用を見直してほしい。
- * 喫煙可能スペースを有する公園では公園内の地図に喫煙場所を明示するようにしてほしい。
- * 大人だけの議論にとどまらず、公園を利用する子どもたちの意見を酌み取りながら取組を進めてほしい。
- * 望まない受動喫煙が及ぼす健康影響について関係部署と議論し、見識を深め、取組を進めてほしい。
- * 他部署と連携を図りながら、公園内の受動喫煙防止にとどまらず、市域全体における喫煙に関する対策を進めてほしい。
- * 過料の徴収について看板へ明記する際に、外国人でも認識できるよう配慮してほしい。
- * 巡回指導員の勤務体制について、勤務日を平日だけでなく土曜日及び日曜日も含めるよう検討すべきである。
- * 巡回指導の体制を強化し、喫煙に係る通報に関して、丁寧に対応できるよう改善を図ってほしい。
- * 喫煙行為に対して過料を科す罰則を設けるべきではなく、また、過料を科す場合の要綱等が現時点で定められていないことから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第42号 一級河川平瀬川背水堤防整備工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

*** 本市、国及び県の工事費用の負担金額について**

本市では約39億円、国及び県においてそれぞれ約27億円の負担を見込んでいる。

*** 本工事の施工時期について**

河川内に構台を作る作業に関しては非出水期における施工を予定しており、その他の工程に関しては通年による施工を見込んでいる。

*** 堤防整備後の平瀬橋に関する対応について**

工事を進めるに当たり平瀬橋は架け替えが必要となるが、周辺の状況などを踏まえ、新たな橋りょう設置による代替機能を確保する予定である。

*** 堤防整備後の久地1号橋に関する対応について**

久地1号橋は堤防整備後も現状どおりの機能を維持する予定である。

*** 平瀬川左岸の内水対策について**

平瀬川左岸側は平瀬川の河川管理用通路よりも低い箇所があり、水がたまりやすい地形であることから対策が困難であるが、引き続き河川管理者である県と協議し、調整していきたい。

*** 本工事においてアクリル板を設置する目的について**

周辺住民から平瀬川の堤防について景観や日照、防犯面への配慮に関する多くの要望が出ており、河川管理者である県と協議した結果、多摩川の計画高水位以上の余裕高部分においてアクリル板を設置することとなった。

*** アクリル板の耐久年数及び強度について**

アクリル板は約50年の耐久年数を有している。強度については水が波打ったり、流木などが流れてきた場合においても支障のないよう、水密性・耐衝撃性などの安全性能を確保する予定である。

*** 第2期工事の開始予定時期について**

第2期工事は第1期工事完成後の令和15年以降における着手を予定している。

*** 今後における工費の増額見込みについて**

今後、物価高騰等が生じた場合は契約約款に則った対応を想定しているが、その他の事項について現時点での増額は見込んでいない。

*** 市内企業での発注とならなかった理由について**

WTO対象工事であり、川崎市一般競争入札実施要綱における事業所の地域指定が除外されていたため、地域指定での発注にはならない。

《意見》

* 周辺住民の要望を踏まえ引き続き十分に安全を確保し、工事を進めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第53号 市道路線の認定及び廃止について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第82号 令和6年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第22号 歩道における車両乗入部の平坦化を求める請願」

- 「請願第23号 排水口（溝）の蓋の取替えを求める請願」
- 「請願第24号 歩道における縦断勾配の緩和を求める請願」
- 「請願第25号 横断歩道滞留部分（歩道だまり）等の平坦化を求める請願」
- 「請願第26号 視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置と維持管理を求める請願」

《一括審査の理由》

いずれも道路の整備及び維持管理等に関する内容であるため、5件を一括して審査

《請願第22号の要旨》

法令等の許容範囲を逸脱し、通行に支障が及んでいる歩道における車両乗り入れ部の改修を求めるとともに、本市の車両乗入れ部切下げ工事承認基準を改正し、通行に危険が及ぶ歩道が新たににつくられないようにすることを求めるもの。

《請願第23号の要旨》

排水口及び排水溝の上に設置された蓋の穴により通行の支障となっている歩道について、具体的な対策を実施することを求めるもの。

《請願第24号の要旨》

法令等の許容範囲を逸脱し、通行に支障が及んでいる歩道の縦断勾配について、誰もが安全に通行できるよう緩和することを求めるもの。

《請願第25号の要旨》

法令等の許容範囲を逸脱し、通行に支障が及んでいる勾配が急な横断歩道滞留部分について、誰もが安全に通行できるよう平坦化することを求めるもの。

《請願第26号の要旨》

視覚障害者等が歩道を安全に通行する上で支障が及んでいる視覚障害者用誘導ブロックの適切な設置及び維持管理を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

請願の該当箇所に関するこれまでの取組として、令和3年8月に市へ要望が提出され、その後、提出者と面談するなど対応を図ってきた。令和3年8月時点で888か所について要望されており、本市では818か所を所管している。このうち対応可能な箇所は181か所であり、本年1月末時点において29か所で処置を講じるなど、順次対応を図っている。

請願第22号は、不要な車両乗り入れ部の改修などについて要望されている。請願第23号は、路面よりも高く盛り上がり、排水機能として疑義のある排水溝の改修や、10ミリメートルのグレーチング蓋への交換に関する要望である。請願第24号は、歩道の縦断勾配に関して、歩道の切れ目の手前から緩やかな傾斜をつくり、江戸川式の特殊縁石を使用するよう求めている。請願第25号は、横断歩道滞留部分について、全面切下げを実施するなど、平坦化に向けた対策を講じるよう求めるものである。請願第26号は、視覚障害者誘導用ブロック、いわゆる点字ブロックの適切な配置などを求めている。

請願の該当箇所では、沿道の土地利用形態等を踏まえて改修を進める必要があるため、全ての整備基準を満たせないことが多く、また沿道地権者の理解を得ることが難しい場合があるなど、改善に向けて様々な課題が生じており、対応可能な箇所が限

られている。

請願第22号の各項目に対する本市の見解として、一つ目の歩道改修への要望に関しては、現行法令等に適合していない車両乗り入れ部について、不要な車両乗り入れ部を改修するとともに、現場の状況や歩行者の通行状況等を踏まえ適切な処置を講じていく。二つ目の「車両乗り入れ部切下げ工事承認基準」への要望に関しては、平坦部分の更なる確保等に向けて、工事申請者の車両乗り入れ部に関するバリアフリーへの理解を促すため、平坦部分の確保等に努めなければならないことを承認基準に明記していく。三つ目の組織体制強化への要望に関しては、バリアフリー法に則って、既存の道路では2メートル以上の平坦部分の確保に努める義務があるため、市の審査を通して平坦部分の確保等を促しているところである。請願第23号の排水溝への対策を求める内容に対する本市の見解として、歩道のグレーチング蓋の新設及び改築に当たっては、原則、本市条例で定められた基準に基づき、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝蓋として、溝幅10ミリメートルの細目タイプを使用していく。また、既存のグレーチング蓋などの改善の必要がある場合には、現場の状況や歩行者の通行状況等を踏まえて、適切な処置を講じていく。車道のグレーチング蓋については、路面における排水機能の確保を重視し、溝幅30ミリメートルの普通目タイプを使用していく。また、現行法令等に適合していない排水溝や蓋については、必要に応じて溝穴をカバー等で応急処置を講じるとともに改善に努めていく。請願第24号の歩道の縦断勾配の緩和を求めることに対する本市の見解として、現行法令等に適合していない箇所については、現場の状況や歩行者の通行状況等を踏まえて適切な処置を講じていく。請願第25号の横断歩道滞留部分の平坦化を求めることに対する本市の見解として、現行法令等に適合していない横断歩道接続部については、現場の状況や歩行者の通行状況等を踏まえて適切な処置を講じていく。請願第26号の点字ブロックの速やかな改善及び適切な維持管理を求めることに対する本市の見解として、道路パトロールや陳情等により点字ブロックの状態を把握するとともに、必要に応じて視覚障害者情報文化センターと協議調整を実施した上で、色彩も含めて点字ブロックの機能に支障が生じないように改善し、適切に維持管理を行っていく。請願5件に共通する項目である、市域全域の問題として改善を求めることに対する本市の見解として、各区役所道路公園センターと共有し、現場の状況や歩行者の通行状況等を踏まえて適切な処置を講じていく。

《主な質疑・答弁等》

* 令和3年8月に要望のあった888か所の現地確認及び今後の対応方針について

888か所について、幸区道路公園センターの職員により現地確認を実施し、対応の可否及び所管部署等について精査した。令和7年1月末時点で29か所が対応済みであり、今後、令和6年度中に19か所の対応を実施し、令和7年度以降は133か所の対応を予定している。対象箇所の状況によって、直営工事又は発注を伴う工事など手法を検討する必要があるため、予算や人的資源の観点からも調整に時間を要するため、改修完了までに数年の期間を見込んでいく。

* 令和6年度中に対応を予定している工事の内容について

側溝の改修及び歩道における縦断勾配を改善する工事を直営で施工するほか、

発注工事により点字ブロックの補修を予定している。

*** 対応困難な箇所への対応について**

沿線の土地利用形態等の変動が生じた際に、現場を確認し、対応を検討する予定である。

*** 本市所管外の箇所における対応について**

要望箇所には、国土交通省などの公的機関等が所管するものが含まれており、現在、対応を精査している。精査が完了次第、該当する関係機関等へ情報共有していきたい。

*** 現時点での要望箇所の把握状況について**

請願に記載のある1,100か所以上の該当箇所について、具体的な場所及び内容を把握できていないため、把握でき次第、対応を検討する予定である。

*** 現行基準に不適合な箇所が多い理由及び市内全域における調査について**

本市が管理する道路は道路整備に関する各種基準が策定される以前に整備されたものが多く、近年に開発された区域等を除き、大半が現行の法令等に則していない道路であると認識している。市内全ての道路を調査することは非常に困難であるため、引き続き、道路パトロールや陳情等において不適合な箇所を確認し、順次改善を図る予定である。

*** 歩道改修工事における隣接地権者への説明について**

改修工事実施時は隣接地権者へ改修箇所の確認等の立会いを依頼している。

*** 不要になった車両乗り入れ部の切下げ部分における管理について**

切下げ工事の施工後は、道路の一部として道路管理者である本市の責任において管理しており、道路パトロールのほか、地域住民の陳情等を踏まえ、道路管理上の必要に応じて修繕を行っている。

*** 請願の指摘を踏まえ車両乗入れ部切下げ工事承認基準へ明記する規定の内容について**

バリアフリー法及び川崎市福祉のまちづくり条例等において定められた参照すべき基準を切下げ工事承認基準へ明記し、工事申請者へ平坦部分の確保を促していく。

*** 切下げ工事実施箇所のデータベース化について**

切下げ工事は非常に多くの件数があり、現況図等によりデータベース化して管理することは困難と認識している。

*** ゼロ段差ブロックの整備について**

歩道と車道の境目を無くすゼロ段差ブロックについては、バリアフリー法に基づく特定道路等において整備されている。一般道路では法令により、視覚障害者の方がつえで段差を認識しやすくするため、歩道と車道の境目の段差を2センチ設けるよう定められていることから、ゼロ段差ブロックの整備を行う際には視覚障害者団体等と協議・調整が必要である。

*** 横断歩道滞留部分の勾配が生じている原因について**

栄通りにおける事例では昭和55年頃の道路整備当時、本来必要な警察と道路管理者間の協議が行われないうまま横断歩道が設置されたため、勾配が生じた

ものと認識している。

*** 現在の横断歩道設置時における警察との連携について**

警察が横断歩道を設置する際は事前に道路公園センターと協議を行っており、歩道の切下げが可能な箇所については本市で切下げ工事を実施した後に、警察により横断歩道が設置される。

*** 栄通り商店街の該当箇所に関する周辺住民からの要望について**

ベビーカーを使用している方から歩道の勾配に関する改善について要望があったが、町内会など地域の関係団体からの要望は特にない。

*** 点字ブロックの色に関する指針について**

国による設置指針において、原則黄色と定められている。

*** 中幸町交差点における灰色の点字ブロックの設置経緯について**

設置者について把握はしていないが、周囲の景観に配慮した結果、灰色の点字ブロックを設置したと考えられる。

《意見》

* 本請願で要望のあった内容について、幸区だけでなく各区に情報共有し、日頃から問題意識を持って道路等の維持管理に努めてほしい。

* 現時点で対応が困難な要望箇所についても、沿線の土地利用の変動等、現場の状況変化に応じて改善に向け取り組んでほしい。

* ゼロ段差ブロックについて、視覚障害者の方への配慮とともに、地域住民の要望を踏まえ整備を進めてほしい。

* 本市所管外の国土交通省等が所管する要望箇所についても、確実に情報共有及び対応依頼を行ってほしい。

* 市内の切下げ工事实施箇所について A I 等の活用により現況図等をデータベース化し、より詳細に対応が必要な場所を把握できるよう努めてほしい。

* 道路等の損傷を携帯電話などから写真で通報できるシステムが既に運用されていることについて、市民へ周知・広報を積極的に行い、道路の維持管理を効率的に進めてほしい。

* 栄通り商店街など特に通行量が多い場所については優先的に対応してほしい。

《取り扱い》

・ 請願者から要望のあった全ての箇所について対応することは困難であるが、要望の願意のとおり、課題箇所について今後も引き続き改善に向けて取組を進めるべきであると考えているため、請願第 22 号、第 23 号、第 24 号、第 25 号及び第 26 号は趣旨採択すべきである。

・ 願意のとおり要望の箇所を改善できるよう、本市で予算を十分に確保し対応すべきと考えているため、請願第 22 号、第 23 号、第 24 号、第 25 号及び第 26 号は趣旨採択すべきである。

・ 隣接地との調整を要するなど、本市のみでは対応困難な箇所が多数あり、予算や人的資源の面からも願意のとおりに対応は現実的ではないと認識している。現状、本市では各区道路公園センターとの連携により、優先順位を持って適切に対応しているものと考えているため、請願第 22 号、第 23 号、第 24 号、第 25 号及び第

26号は不採択とすべきである。

- ・願意のとおり、直ちに全ての要望箇所を改善するには様々な課題があることから、対応が困難であり、本市では可能な箇所から順次適切に対応しているものと認識しているため、請願第22号、第23号、第24号、第25号及び第26号は不採択とすべきである。

《請願第22号の審査結果》

賛成少数不採択

《請願第23号の審査結果》

賛成少数不採択

《請願第24号の審査結果》

賛成少数不採択

《請願第25号の審査結果》

賛成少数不採択

《請願第26号の審査結果》

賛成少数不採択